



通信・放送事業者間紛争の解決をサポートする

電気通信紛争処理委員会が第6期目の活動を開始



2 第6期新体制がスタート

**委員長に中山委員
(弁護士・中央大学大学院法務研究科教授)が就任**

平成28年12月3日に委員5名(任期3年)が任命され、第6期電気通信紛争処理委員会がスタートしました。

委員会は、国会の同意を得て総務大臣から任命された、法律・経済・会計、通信工学の有識者によって構成されています。また、あっせん手続への参与等のため、総務大臣から8名の特別委員が任命されています。



[左]委員会の模様
[右]中山委員長(右)と荒川委員長代理(左)



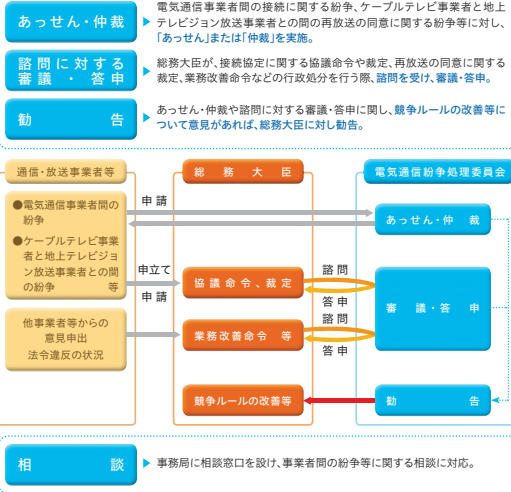
委員一覧	委員長	中山 隆夫	弁護士・中央大学大学院法務研究科教授
	委員長代理	荒川 薫	明治大学総合数理学部教授
		小野 武美	東京経済大学経営学部教授
		平沢 郁子	弁護士
		山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科教授
特別委員一覧		青柳 由香	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授
		荒井 耕	一橋大学大学院商学研究科教授
		大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科教授
		加藤 寧	東北大学大学院情報科学研究科教授
		小塚 荘一郎	学習院大学法学部教授
		近藤 夏	弁護士
		矢入 郁子	上智大学理工学部准教授
		若林 和子	公認会計士

1 電気通信紛争処理委員会を紹介します

電気通信紛争処理委員会は、電気通信分野のサービスの高度化・多様化が進む中、事業者間の紛争が増大・複雑化してきたことを踏まえ、平成13年11月30日に設置された専門組織です。

通信・放送事業者間での協定・契約などの協議に関する紛争解決のお手伝いをしています。

電気通信紛争処理委員会の機能



電気通信紛争処理委員会が第6期目の活動を開始

2017
February | MIC FOCUS | 01

4 相談窓口をご活用ください

電気通信紛争処理委員会の事務局では、事業者向けの相談窓口として、専用の電話、メールアドレスを設け、事業者間での協定・契約等に関する協議が難航した場合等の相談に応じ、アドバイスや参考情報の提供などを幅広く行っています。相談は、無料・非公開で行っておりますので、お気軽にご連絡ください。

たとえばこんなときにご相談ください

- | | |
|---|--|
| <p>電気通信事業者 vs 電気通信事業者</p> <ol style="list-style-type: none"> 電気通信設備の接続・共用に関する協定が調わないとき 電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定が調わないとき 卸電気通信役務の提供に関する契約が調わないとき 電気通信役務の円滑な提供の確保のために締結が必要な協定・契約の条件等についての協議が調わないとき | <p>コンテンツ配信事業者 vs 電気通信事業者</p> <ol style="list-style-type: none"> コンテンツ配信事業者を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約の条件等についての協議が調わないとき |
| <p>ケーブルテレビ事業者 vs 基幹放送事業者</p> <ol style="list-style-type: none"> 地上基幹放送の再放送に係る同意に関する協議が調わないとき | <p>無関係な事業者 vs 他の職員等の免許人等</p> <ol style="list-style-type: none"> 混信等の妨害防止のために必要な措置に関する契約の締結について協議が調わないとき |

- ご相談は、委員会のあっせんや仲裁手続の利用を前提とするものではありません。協議中のものや、今後の対応を決めない案件についてもご相談ください。
- 「あっせんの申請が可能な事案かどうか判断がつかない」といった相談や「あっせんの手続(制度概要、申請方法等)を知りたい」などの問い合わせについても幅広く受け付けています。
- 相談者の了解なしに相談内容を相手方事業者に伝えることはありません。

3 電気通信紛争処理委員会は複雑な事業者間の紛争を解決してきました

電気通信分野などにおける競争の進展に伴い、事業者間の紛争は複雑化・多様化しています。電気通信紛争処理委員会は、専門性を活かしたあっせんや仲裁により紛争の解決に臨んでいます。

(平成28年12月31日までの累計)

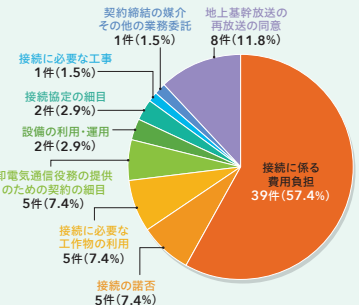
紛争処理等の種類	件数
あっせん	68件
仲裁	3件
諮問に対する答申	9件
勧告	3件

1 紛争処理等の件数

平成13年11月の委員会設立から平成28年12月までの紛争処理等の件数は、左表のとおりです。

2 あっせんの内容

これまで処理したあっせん案件の内容は右図のとおりです。電気通信紛争処理委員会では、委員及び特別委員の中から、「あっせん委員」を指名します。あっせん委員が当事者の間に入って双方の歩み寄りを促すことにより、難航した協議の迅速・公正な解決を図ります。なお、必要に応じ、あっせん委員があっせん案を提示します。



3 これまでの実績

これまでのあっせん案件処理件数68件のうち、専門性を活かしたあっせんにより、平均して3~4か月で処理し、6割を超える案件が合意により解決しています。

合意が成立し解決(注1) 44件(64.7%)	合意に至らず(申請取下げ/打ち切り) 19件(27.9%)	不実行(注2) 5件(7.4%)
----------------------------	----------------------------------	---------------------

注1:「合意が成立し解決」は、当事者間の協議により解決した事件16件及びあっせん案の受諾により解決した事件28件の合計。
注2:「不実行」とは、一定の場合(他方当事者があっせんを拒否した場合、相手の社会的利益の低下を目的としていると認められる場合等)に委員会があっせんしないこと。

●通信・放送等事業者向けの相談専用電話
TEL 03-5253-5500 FAX 03-5253-5197
電話受付時間 平日9:30~12:00/13:00~17:00

●通信・放送等事業者向けの相談専用メールアドレス **soudan@ml.soumu.go.jp**

●電気通信紛争処理委員会ウェブサイト **http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hunso/**